柏フレイル予防プロジェクト2025推進委員会設置要領

制定 平成 2 8 年 3 月 2 4 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日

1 目的

いつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちを目指し、市民の健康づくり・フレイル予防を効果的に推進するため、柏フレイル予防プロジェクト2025推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 役割

推進委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) フレイル予防の普及・啓発と効果的な推進に関すること
- (2) 地域における市民主体の活動の促進に関すること
- (3) フレイル予防に係る関係機関の連携・調整に関すること
- (4) その他必要な事項

3 組織

推進委員会は,委員,アドバイザーをもって組織し,別表の機関の者で構成する。

4 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合にお ける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 会議

- (1) 推進委員会は,市長が招集する。
- (2) 推進委員会に座長を置き、座長は保健福祉部長とする。
- (3) 座長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

6 事務局

推進委員会の事務局は柏市保健福祉部に置く。

7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表

【委員】

柏市ふるさと協議会連合会

柏市社会福祉協議会

地区社会福祉協議会

柏市民生委員児童委員協議会

柏市民健康づくり推進員連絡協議会

柏市スポーツ推進委員協議会

健康づくり活動団体

東葛北部在宅栄養士会

柏市在宅リハビリテーション連絡会

地域包括支援センター

学識経験者

柏市

【アドバイザー】

柏市医師会

柏歯科医師会

柏市薬剤師会

東京大学高齢社会総合研究機構